

農業生産法人報告書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

印

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
報告日の属する年 (実績又は見込み)		

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農
業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

--

農業関係者の議決権の割合

--

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

- (2) 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計

--

関連事業者の議決権の割合

--

(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。
また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。
- 2 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づく認定です。

4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号関係

理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

5 国家戦略特別区域法第18条第1項関係

国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に従事する理事等の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生産農畜産物	製造又は加工品の名称		直近実績	見込み

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1) 農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「3 (2) 関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 7 「5 国家戦略特別区域法第18条第1項関係」の「国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業です。

様式例第5号の2

農地法施行令第23条第2号の規定による指定書

番 号
平成 年 月 日

土地所有者 住所
氏名 殿

都道府県知事 印

下記2の土地は農地法施行令第23条第2号の規定により、交換分合の結果、権利を取得した土地として指定します。

記

1 土地の所有者の氏名等

氏名	住所

2 指定する土地

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 交換分合により権利を失った土地

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農業生産法人要件確認書

法人の名称：

主たる事務所の所在地：

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
事業の 種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売 上 高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報 告			
		合 計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報 告			
		合 計			
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
構 成 員 数	総 数	()	()	()	
	農地提供者 ①				
	農業常時従事者 ②				
	農作業委託者 ③				

	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社（投資円滑化法第10条第1項） ⑥			
	議決権の状況 （うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権）	（ ）	（ ）	（ ）
	承認会社・承認組合（投資円滑化法第10条第2項）⑦			
	農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者 ⑧	（ ）	（ ）	（ ）
	法人と取引関係等にある者 ⑨	（ （ ） ）	（ （ ） ）	（ （ ） ）
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
業務執行役員数	総 数			
	農業に常時従事する構成員数			
	うち農作業従事者数			
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
農地法の特例	業務執行役員のうち国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業へ従事する者の数			
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）				
備 考				

(記載要領)

- 1 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
- 2 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあっては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
- 3 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。
- 4 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- 5 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。
 - (1) 農業と併せ行う林業
 - (2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
 - (3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- 6 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。
- 7 「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。
- 8 「構成員数」欄には、
 - (1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に総株主の議決権の数を記載する。
 - (2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ及びハに該当する者の数を記載する。
 - 「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ニに該当する者の数を記載する。
 - 「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。
 - 「農地保有合理化法人」欄は、農地法第2条第3項第2号ヘに該当する者の数を記載する。
 - 「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。
 - 「承認会社(投資円滑化法第10条第1項)」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であつて同法第10条第1項の規定の適用を受けるものの数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

「承認会社・承認組合(投資円滑化法第10条第2項)」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社又は承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものの数を記載する。

「農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者」欄は、農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者が構成員となっている法人にあっては、当該構成員の議決権の合計を記載し、複数の農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者が構成員となっている場合は、農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者ごとに区分して議決権の保有状況を括弧内に記載する。

「法人と取引関係等にある者」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載し、株式会社にあつては括弧内にその者の有する議決権の数の合計を記載する。また、その者が2以上ある場合には、株式会社にあつては議決権を最も多く有する者の議決権の数を括弧内に括弧書きで記載する。

9 「業務執行役員数」欄には、

(1) 「総数」欄は、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員(以下「業務執行役員」という。)の実数を記載する。

(2) 「農業に常時従事する構成員数」欄は、業務執行役員の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農作業従事者数」欄は、「農業に常時従事する構成員数」のうち法人の事業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

10 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。

11 農業生産法人が従たる事務所(支店、支所、分場等)において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所(支店、支所、分場等)における経営面積、事業の種類、構成員数及び業務執行役員数を本確認書の該当する各欄に記載する。

12 「農地法の特例」の「業務執行役員のうち国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業へ従事する者の数」欄には、業務執行役員のうちその法人の生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業に従事したと認められる者の数を記載する。